

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○IT実装支援

協力業者への見積・工程管理のデジタル化を推進するため、施工管理クラウドや電子発注システムの導入・展開を支援します。さらに、自社で得たノウハウを共有し、取引先のIT人材の育成や運用支援も行います。

○専門人材マッチング

業界の人材不足解消に向けて、外部の人材バンクに加え、クラウドワーカーや副業人材の登用・育成を進め、多様な働き方を実現する設計体制を構築します。また、事業者間連携を強化し、技能者の紹介や技術伝承を含むマッチングの仕組みを整備します。

○グリーン化の取組

省エネ設計の推進や環境配慮型設計・施工を取引先と連携して進めます。また、低炭素設備や再生可能エネルギーの導入にも積極的に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（公表価格など）等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- 設計仕様変更や納期調整における対話・調整を通じて、協力業者の適正利益を確保できる契約交渉支援を行います。
- 設計プロセスの可視化・標準化を図り、協力会社との情報非対称を解消し、生産性向上を共に目指します。
- 企業間取引において、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

将来的にサプライチェーン全体の価格適正化を実現するため、元請企業・協力業者間の情報共有・連携強化を呼びかけ、パートナーシップ構築宣言の普及促進にも努めます。

令和7年7月17日

令和設備設計株式会社
企 業 名

代表取締役 大沼 克巳
役職・氏名（代表権を有する者）